

新たな高齢者医療制度における運営主体に関する  
全都道府県アンケート調査結果概要（平成22年6月実施）

《最も適当と考える運営主体》

①市町村広域連合 ……29	②都道府県も加入する 市町村広域連合 ……2	④国 2	⑤保留 4
	③都道府県単位の団体と市町村の共同運営 ……10(※)		

※ 「都道府県単位の団体と市町村の共同運営」の「都道府県単位の団体」について、10団体のうち、9団体は都道府県、1団体は市町村広域連合としている。

①「市町村広域連合」を最も適当と考える主な理由

- ・ 現行制度における実績があり、ノウハウの活用が可能である。
- ・ 住民情報を有する市町村との密接な連携が可能である。
- ・ 都道府県は運営主体に加わらず、中立の立場で助言・指導や調整機能を担うべき。

②「都道府県と市町村による広域連合」を最も適当と考える主な理由

- ・ 都道府県単位の地域保険の運営には、地域医療の確保に責任を持つ都道府県も関与すべきである。
- ・ 既存の広域連合のシステム・ノウハウを活用できる。

③「都道府県単位の団体と市町村の共同運営」を最も適当と考える主な理由

- ・ 医療政策を所管する都道府県は、積極的に医療保険の運営に関与すべきであり、住民に身近な市町村と役割分担して運営するのが適当。
- ・ 広域化によるスケールメリットを生かしつつ、市町村によるきめ細やかなサービスを実施することができ、地域保険の中での保険者機能が発揮できる。

④「国」を最も適当と考える主な理由

- ・ 国は、ナショナルミニマムの観点から保険者となり、公的医療保険制度の全国レベルでの一元化を図るべき。

⑤ 運営主体について判断を保留した主な理由

- ・ 将来にわたる医療保険制度全体を見通した上での高齢者医療制度構築の議論に至っていない段階においては、運営主体を含む具体の議論はできない。
- ・ 市町村広域連合が保険運営を担うのが適当であるが、都道府県が保険運営に関与する必要があるれば、その必要性や他の分野への波及等についても検討すべきである。